

公立長生病院テレビ付床頭台等の設置及び管理運営事業者選定に関する プロポーザル実施要項

1 全般に関する事項

(1) 目的

本要項は、長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院（以下「当院」という。）において、入院患者の安全、快適な病室環境を整え、且つ、利便性の向上を図るため、テレビ付床頭台等の設置及び管理運営を行う業者を公募型プロポーザル方式によりに選定するため、その必要事項を定めるものとする。

(2) 当院の概要

①施設名 長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院

②所在地 千葉県茂原市本納2777番地

③病床数 180床（うち52床 休床中）

④ 1日平均患者数

令和元年度 入院患者数 92.1人／日、外来患者数 362.3人／日

令和2年度 入院患者数 83.9人／日、外来患者数 319.3人／日

令和3年度 入院患者数 71.7人／日、外来患者数 347.7人／日

令和4年度 入院患者数 64.2人／日、外来患者数 340.3人／日

※令和3年9月から新型コロナウイルス感染症陽性患者の受入れにより、5階の病棟(30床)休床

⑤その他 当院の公式ホームページ掲載の「病院概要」のとおり。

2 契約期間

令和5年7月20日から令和10年7月19日まで（5年間）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

①過去5年以内（令和5年4月1日現在）に、100床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）において、3年以上継続してテレビ床頭台及びランドリー等事業の業務を行った実績を持つ法人であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア)手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

(イ)令和5年5月1日前6か月以内に不渡手形または不渡小切手を出した者

(ウ)会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(エ)民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がされていない者

(オ)書類提出日において、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止を受けている者

③国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと。

- ④営業開始予定日(契約日)に滞りなく事業を開始できること。
- ⑤その他、本実施要項に規定する条件等を遵守できること。

4 設置機器類の規格等

(1) 床頭台

- ①床頭台は、形状、機能、衛生面、安全性を十分に考慮したものであること。
- ②寸法は、幅500mm×奥行600mm×高さ1700mm程度のものとし、病室から容易に移動させることができる大きさであること。
- ③主材料は木製で、耐熱性、耐水性及び耐久性に優れていること。
- ④角に丸みを持たせる等、安全面に十分配慮していること。
- ⑤スライド式テーブルを備えること。なお、スライド式テーブルを収納した際に上に置かれていた紙等が奥に落ちない様、隙間をなくす工夫が施されていること。
- ⑥走行性に優れた大型キャスターを備えること。なお、四輪全てが一度の操作で、ロックがかかる構造となっていること。
- ⑦上記⑥の操作部は、天板上部の位置等で容易に操作可能であること。
- ⑧移動時の利便性を考慮し、ロック状態及びロック解除状態が維持できる構造であること。
- ⑨電源ケーブル及びテレビのアンテナ線は、移動時の支障にならないよう配慮されていること。
- ⑩両側面にタオル掛けを備えること。
- ⑪転倒防止等に十分配慮されていること。また、万が一の震災時にも安全性が保てるよう、公的機関等の第三者機関より発行された証明書を提出すること。

(2) セーフティーボックス

- ①床頭台の引き出し内にセーフティーボックスを備えること。
- ②鍵は認識しやすいものであること。
- ③鍵の破損・紛失等があった場合には、交換対応が容易に出来るものとし、無償で対応すること。
- ④マスターキーにて簡単に解錠できること。

(3) の1 液晶テレビ(床頭台用)

- ①19インチ型以上の液晶ワイド画面(16:9)でワイヤレスリモコン式であること。
- ②地上デジタル放送、BS放送対応型であること。
- ③画面表示は患者層を考慮し、一般市販品の文字表示よりも大きな文字が表示される工夫が施されていること。
- ④テレビの前面部分にイヤホン差込口が搭載されていること。
- ⑤イヤホンが不意に抜けた際に、音量がスピーカーから流れないように設定ができること。
- ⑥リモコンは操作ボタンの文字やボタンが大きく、操作しやすいものであること。
- ⑦リモコンが破損及び紛失した時は、利用者の故意による場合を除き設置事業者の負担で補修及び補充すること

(3) の2 液晶テレビ (外来待合用)

- ①50インチ型以上及び小児科用は40インチ型以上の液晶ワイド画面(16:9)でワイヤレスリモコン式であること。
- ②地上デジタル放送、BS放送対応型であること。

(4) テレビアーム

- ①床頭台本体と液晶テレビは、専用のテレビアームにて固定すること。
- ②テレビアームは角度調整ができること。テレビの角度調整は下、方向へ30度、左右方向へ90度程度の調整可能であり、使用時以外は床頭台背面の背板等に収納でき、床頭台の天板上を有効活用できること。また、液晶テレビ落下防止の配慮が施されていること。

(5) 冷蔵庫

- ①床頭台の下部に収納され、容量は200以上とし、静音・低振動のペルチェ式であること。
- ②冷蔵庫扉背面にかご等を取り付け冷蔵庫内の収納物が全て見え、取り出しやすく且つ、清掃しやすいものであること。
- ③内外装は抗菌仕様が施されており、衛生面に優れたものであること。

(6) カードタイマー等

- ①残度数、残り時間が表示されるものであること。
- ②他の課金カードを受け付けないこと。
- ③1枚の課金カードで、テレビ、冷蔵庫、ランドリーが共通して利用できること。

(7) ランドリー

- ①洗濯機と乾燥機が分かれたセパレート型とする。
- ②洗濯機及び乾燥機の容量は、4.5kg程度であること。
- ③利用方法は、専用の課金カードで行うものとする。
- ④料金については、洗濯機1工程200円、乾燥機100円/30分程度とすること。

(8) カード販売機及び精算機等

- ①課金カードは、1枚1,000円で販売するものとし、精算は10円単位でできること。
- ②精算手数料は徴収しないこと。
- ③床への据置型で、転倒及び防犯対策を講じること。
- ④売上報告は、販売・精算のレシート等で報告できること。

5 設置予定機器の数量等

設置予定機器名称	数量	主な仕様
液晶テレビ	128台	19インチ以上
液晶テレビ	3台	50インチ以上
液晶テレビ	3台	40インチ以上
床頭台(TV金具、四輪ロック金具含む)	128台	四輪ロック付き
冷蔵庫	128台	20ℓ以上
カードタイマー(TV・冷蔵庫用)	128台	
セーフティボックス	128台	
電話機	18台	
カードタイマー(電話用)	18台	
電話台	3台	
電話機内線交換機	1式	
洗濯機	4台	容量4.5kg程度
乾燥機	4台	容量4.5kg程度
取り付けユニット(洗濯機・乾燥機用)	4台	
カードタイマー(洗濯機・乾燥機用)	6台	
カード販売機(専用架台含む)	4台	
カード精算機(専用架台含む)	2台	
イヤホン販売機	1台	

6 保守、メンテナンス体制

- ①機器設置後の保守管理、修理メンテナンスについては、運営者が責任を持って対応すること。なお、メンテナンスの対応を第3者に業務委託しないこと。
- ②日常業務として、平日は午前・午後ともに1時間程度、土曜日は午後1時間程度、当院に常駐し、テレビ・冷蔵庫・床頭台・ランドリーの清掃及び保守を行うこと。
- ③故障時に備え、床頭台の予備機を当院内に保管すること。
- ④日曜、祝日及び時間外についてはオンコールにて対応し、緊急時の保守体制を明確にすること。

7 運営者の費用負担

- ①NHK受信料については受信契約及び支払を行うこと。
- ②NTT回線利用料等、電話設備に関わる費用を負担すること。
- ③テレビリモコンの電池等の消耗品の補填及び部品修理に掛かる費用を負担すること。
- ④設置時及び契約満了時の撤去等に掛かる費用を負担すること。
- ⑤当院及び患者等の故意または重大な過失なく発生した設備の破損・紛失・盗難に対する修繕等の復旧費用を負担すること。

8 手数料

手数料は売上実績額に応じた額とし、当院への手数料は月ごとに精算し支払うものとする。
そのため売上及び精算に係る報告書を毎月提出すること。

9 その他留意事項等

- ①利用者が気持ちよく利用できるよう、従事する従業員には、病院内での業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なり（名札・ユニフォーム着用等）で接客、対応すること。
- ②衛生管理・感染症対策を徹底すること。また、運営者の責任において、従業員に定期健康診断を受診させるなど健康管理を行うこと。
- ③クレームや意見等については、運営者で迅速かつ誠実に対応するとともに、意見や対応策等を当院に報告すること。また、事故等が発生した場合は速やかに当院へ報告すること。
- ④契約期間中に、当院から台数の変更を希望した場合は、極端なものを除き柔軟に対応すること。
- ⑤期間満了や取消し等により本事業が終了した際のテレビカードの返金（精算）については、利用者とのトラブルが無いよう柔軟に対応すること。
- ⑥当院から以下の事項について要請があった場合は、全面的に協力するものとする。
 - (ア)電気設備点検、法定点検及びその他の点検
 - (イ)施設の修繕・改修工事
 - (ウ)当院の行う避難訓練や研修（個人情報保護等）
 - (エ)災害発生時や緊急時における当院からの指示
 - (オ)その他病院運営上必要な事項
- ⑦運営者見直しの際、新たな運営者への引継ぎ等には全面的に協力すること。
- ⑧当院の施設、設備等を損傷した場合は賠償するものとする。
第三者へ被害を与えた場合も同様とする。
- ⑨その他定めのない事項については、その都度、当院と運営者が協議の上、定めるものとする。

10 公募期間

令和5年5月22日（月）から令和5年5月31日（水）まで
当院の公式ホームページに実施要項を掲示し公募する。

11 審査、選定方法

(1) 審査

参加者から提出された書類に基づき資格審査を行うものとする。その後、資格審査合格者による企画提案（プレゼンテーション）を行い、各提案内容、運営能力、手数料等について、総合的な評価により運営事業者候補者を選定する。

企画提案の開催日時は、文書にて通知するものとする。

なお、参加者が4者以上となった場合、資格審査で3者を選定したうえで、企画提案を開催するものとする。

(2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションを実施する順序は、企画提案書の受付順とする。
- ②プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とし、その後20分以内で質疑応答時間を設ける。

(3) 選定基準

企画提案に関する評価項目、配点は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| ①床頭台の機能、安全性等 | 50点 |
| ②保守、メンテナンス体制 | 30点 |
| ③手数料 | 20点 |

1.2 決定通知等

資格審査の結果及び運営事業者候補者決定時は文書にて通知するものとする。資格審査合格者による企画提案（プレゼンテーション）の時期は6月中旬、運営事業者候補者の決定は6月下旬を予定する。

1.3 失格事項等

プロポーザルの参加者が、次の事項のいずれかに該当した場合には失格とする。

- ①運営事業者候補者の決定日から契約日までの間に、運営事業者について資金事情の変化等により設置運営の履行が確実でないと当院が判断した場合
- ②著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者として相応しくないと当院が判断した場合
- ③運営事業者が参加者としての資格を失った場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤その他、病院事業管理者が特に失格に値すると認めた場合

1.4 参加申込手続等

プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下により応募申込をするものとする。

(1) 提出書類

(ア) 資格審査関係書類 各1部

- ①申込書 別紙「様式1」
- ②会社概要 別紙「様式2」
- ③参加条件の①の実績を証明できるもの（契約書写し等）
- ④国税（法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）、市税（法人市町村民税、固定資産税、事業所税）を滞納していないことについて、国及び地方公共団体等が証明する発行から3か月以内の納税証明書（令和4年度分）
- ⑤履歴事項全部証明書
- ⑤財務諸表（直近2事業年度分）貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの

(イ) 企画提案書 11部（正 1部、副 10部）

※企画提案については、A4サイズで20頁以内に整えること。

(2) 提出期限及び方法

(ア) 令和5年6月 2日(金) 午後5時まで 持参又は郵送【必着】

(イ) 令和5年6月12日(月) 午後5時まで 持参又は郵送【必着】

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出先(担当) 公立長生病院事務部総務課 牧野

電 話 : 0475-34-2121 (内線 383)

E-mail : kanzai2@chouseihp.jp

(4) その他

①本プロポーザルに要する費用は参加事業者の負担とする。

②書類提出後の差替え、変更、再提出及び追加はできないものとする。

③提出された書類は返却しないものとする。